

大 狭 総 人 第 3 号
平成 29 年(2017 年) 2 月 10 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一様
連合大阪河内地域協議会
議長 中谷 広孝様
連合大阪南河内地区協議会
議長 東尾 勝様

大阪狭山市長 古川 照



2017(平成 29)年度 自治体政策・制度予算に対する要請について (回答)

標記の要望について、下記のとおり回答します。

記

(要望)

1.雇用・労働・WLB施策

(1)雇用・就労対策の充実・強化について

大阪府域の就労支援拠点の充実に向けて、大阪府（OSAKAしごとフィールド）、堺地区（JOBステーション）、吹田地区（JOBナビ）に加えて、河内・北河内地域に拠点の増設をはかり、府域全体で就労支援事業を強化すること。

【農政商工グループ】

適切な就労支援拠点の設置について、近隣自治体や大阪府等と連携し、調査・研究を行います。

(2)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターン」などを推進されるが、特に若年層の定着支援と魅力ある中小企業の発見・情報発信事業の充実をはかり、業績評価指標で事業を検証すること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として処遇改善助成金等を検討すること。

【農政商工グループ】

今年度、交付金事業を活用した事業を行っておりませんが、南河内 6 市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」において、女性・若者を対象としたセミナーを行うとともに、

市内の魅力ある企業について調査・研究を行い、情報提供に努めます。

【高齢介護グループ】

介護従事者の処遇改善については、現行の介護報酬の介護職員処遇改善加算だけでなく、更なる処遇改善を国において実施するよう要望しています。

また、介護従事者の確保に関する事業として、大阪府や関係機関、団体等で構成する地域人材確保連絡会議に参加し、地域ぐるみで人材確保に取り組んでいます。

(3)産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成に向けて、経済産業省の補助事業で改善活動の指導者養成機関となる「カイゼンスクール」の設置や高度な技能をもった「ものづくりマイスター」を養成すること。また、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を広く行うとともに、民間企業の最新設備を活用した実習プログラムの導入など、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

【農政商工グループ】

「ものづくり」の人材育成に必要な施策や実施方法について、大阪府や近隣自治体等の好事例について、調査・研究を行います。

(4)地域就労支援事業について

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、地域就労支援センターで実施しているが、取り組みに温度差が生じている。市町村の事業実績を検証するとともに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を活用し、好事例等の共有をはかり、地域就労支援事業を強化すること。また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用し、地域における労働課題を集約するとともに、多様な構成団体が、中小企業・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援ならびにネットワーク事業を拡充すること。

【農政商工グループ】

地域就労支援事業について、市の事業実績・効果の検証と他市の好事例等の調査・研究を行うとともに、近隣自治体や大阪府、大阪労働局等と連携し、就職困難者等に対する支援施策・事業の充実を図ります。また、地域労働ネットワークの活用や支援団体等との協力を進め、支援体制の強化を図ります。

(5)若者支援について

中卒者、高校・大学中退者、ひきこもり、心身の不調を抱える若者などに関して、地域での居場所の確保を含め、就労に至るまでの支援ができるしくみを構築すること。

また、若者が将来を見通しながら安心して社会に踏み出し、自立生活を送れるよう、自治体としての若者支援構想をつくり施策展開をはかること。

【農政商工グループ】

「地域若者サポートステーション事業」を活用し、子どもの発達や若者の自立支援、若者の社会参加のための居場所づくりを推進し、地域における若年無業者等の社会復帰及び自立並びに社会参加の促進に努めます。

【社会教育・スポーツ振興グループ】

また、青少年の健全育成事業として、大阪狭山市青少年指導員による夏期期間の夜間青パト巡回の実施や、公民館指定事業「青少年セミナー」を実施しています。平成29年度につきましても引き続き上記の事業を実施し、若者支援、青少年の健全育成に努めます。

(6)生活困窮者自立支援の充実・強化について

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、就労準備や就労訓練の支援メニュー利用が少なく、生活・暮らし相談が中心となっている。相談初期におけるアセスメントの強化と重層的な相談体制の構築に向けて、支援員を適正に配置すること。また、出口支援となる就労訓練事業への予算措置をはかり、生活困窮者自立支援事業の推進体制を強化すること。

【生活援護グループ】

平成27年4月から生活困窮者自立相談支援事業を市社協に委託して実施しており、現在、主任相談支援員、就労支援員、家計相談支援員の3名体制になっています。また、今年10月から就労準備支援事業を大阪職業教育協働機構(A'ワーク)に委託し、就労準備支援員を2名配置して、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない方に対して、就労意欲の喚起や一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を支援しています。

このように市においては、生活困窮状態からの脱却には各種就労支援が必要不可欠であると考え、就労支援事業の強化に取り組んでいます。

(7)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

改正をむかえた各種労働法制については、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策の強化と併せて、労働相談体制の充実をはかること。

【農政商工グループ】

大阪府や大阪労働局、労働基準監督署等と連携し、広報誌やホームページを活用した情報提供、啓発を行うとともに、労働関係法令の遵守を指導します。また、職場におけるメンタルヘルス・ハラスメント問題等、各種労働相談が寄せられた場合は、市の労働相談を活用するとともに、専門性を必要とする場合は大阪府総合労働事務所等の専門機関への紹介を行います。

(8)いわゆる「ブラック企業」対策について

長時間労働の強要や残業代カットなど過酷な労働条件で働かせる企業、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局で連携をはかり、若年就業者だけでなく、新規開業企業経営者にも雇用労働相談センター等を活用し、労務管理を含めたワークルール指導を行うこと。また、悪質な企業には府独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳しい対策を講じること。

【農政商工グループ】

使用者を対象とした基礎的知識や対応を学ぶセミナーを大阪府と連携して行うとともに、労働者からブラック企業等に関する相談を受けた場合には、労働基準監督署等と連携し、適切に対応します。

(9)仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について

女性の活躍推進については、各団体が連携した取り組みを行っているが、女性の就業継続に向けたスキルアップや再就業支援施策の充実をはかること。尚、女性活躍推進法に基づき各自治体に策定を義務付けられた特定事業主行動計画が、実効あるとりくみになるよう努めること。また、大阪の女性就業率は、「男女の役割分担意識の強さ」が影響し、全国平均よりも低くなっていることが考えられる。仕事と生活の調和推進に向けて、延長された次世代育成支援対策推進法の取り組みを一層進めるとともに、特に男性の意識改革に向けた施策の充実をはかること。

【農政商工グループ】

南河内6市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」において、女性の就業に向けたセミナー等を実施します。また、大阪府やその他の自治体等の就業支援施策についても情報収集し、広く周知します。

【人事グループ】

市においては、次世代育成法及び女性活躍推進法で義務付けられている特定事業主行動計画を一体的な計画として平成28年3月に策定しました。今後とも本計画に掲げている具体的な取組事項を実施し、さらなる女性の活躍推進及び仕事と生活の調和の実現に努めます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について

訪日外国人観光客を受け入れる環境の充実に向けて、案内所の増設および案内員の増員、外国人向け府域 Wi-Fi の環境整備、QRコードやICTを活用した多言語情報提供案内の普及促進をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備など、大阪府や経済団体と連携を密にし「国際都市大阪」に向けた施策を拡充すること。併せて外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

【農政商工グループ】

大阪府や近隣自治体、南河内9市町村で構成する「華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会」等、各関係機関と連携しながら、観光施策の推進に努めます。

(2) 中小企業・地場産業の支援について

① ものづくり総合支援拠点の充実について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）との連携で、技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成など、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

【農政商工グループ】

国や大阪府の中小企業施策の積極的な活用を図るとともに、大阪府や商工会との連携を強化し、経営相談や経営指導、商工業者の育成など、中小企業に対する経営支援策の充実を図ります。また、大阪府や関係機関と連携し、情報の収集・発信に努めます。

② TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPの2018年4月発効に向けて、地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう、関係団体と連携を図り、きめの細かな支援体制を構築すること。

【農政商工グループ】

地方経済産業局や大阪府等の関係団体と連携し、完全累積制度の活用が可能な支援について、情報の収集・発信に努めます。

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

【農政商工グループ】

中小企業への支援策として、大阪府制度融資を利用している事業者に対し、利子補給金及び信用保証料の補給制度を引き続き実施するとともに、中小企業庁によるセーフティネット保証制度や日本政策金融公庫の融資制度の案内、起業・創業する者に有効な融資等の啓発を商工会等と連携し、適切に行います。

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国 800 円の確保と全国平均 1,000 円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。

【農政商工グループ】

上記③の支援策を中心に大阪労働局や大阪府と連携し、労働者が安定した生活ができる賃金水準になるよう努めます。

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

総合評価入札制度の導入が府内 18 市にとどまっていることから、未導入の自治体は拡充に向けて積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

【庶務グループ】

総合評価入札制度の導入については、市の執務体制の充実を含め調査研究を行います。公契約条例については、1つの地方公共団体だけで取り組めるものではなく、国全体の施策として実施しなければ効果が出ないものであり、また、地方公共団体が条例の制定により法定の最低賃金を上回る支払い義務を課すなど、発注者の優位性をもって労働条件に介入することは問題とする指摘もあることから、労働関係法との適用関係に矛盾が生じることのない公契約法の制定について、今後とも国に要望します。

(4)下請取引適正化の推進について

中小企業の抛り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

【庶務グループ】

下請取引の適正化に向け、市商工会や関係機関と連携しながら、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法を遵守するよう周知徹底します。

また、建設工事の契約時において、下請契約を締結するすべての元請業者に対し、施工体制台帳の写しの提出により下請状況の確認を行っています。加えて、中小企業庁が策定

された「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（平成19年6月策定）及び国土交通省から通知された「一括下請負の禁止について」（平成28年10月14日付け国土建第276号）についても引き続き遵守します。

受注事業者には、今後も中小企業の公正取引の確立に向けて、下請2法等の遵守を指導します。

(5)非常時における事業継続計画（BCP）について

業務継続計画（BCP）未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

【農政商工グループ・危機管理グループ回答】

事業継続計画（BCP）の策定・運用について、商工会や関係機関と連携しながら、広報誌等を通じ、中小企業への周知を図ります。また、市の事業継続計画（BCP）については、引き続き調査・研究を行い、早期の策定に向けて取り組みます。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)地域包括ケアシステムの実現に向けて

今年3月に策定した地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議の協議や取り組み状況を定期的に把握し、進捗に応じて施策を改善すること。併せて、地域医療構想調整会議において保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保）の意見を聴くだけでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民など、広範囲な意見を反映させること。

【健康推進グループ】

地域医療構想については、大阪府が医療圏域ごとに開催している保健医療協議会に市も参加し、その協議会を通して、構想の進捗状況を把握するとともに、医療の現状や課題、施策について協議を重ねています。地域医療構想のめざしている平成37年の医療体制を見据え、地域の実情に応じた関係機関の連携や支援が行われるよう取り組みます。

(2)予防医療の促進について

大阪府の健康寿命延伸プロジェクト事業において、第2次大阪府健康増進計画（H25～29）に掲げた数値目標が達成されるよう、健康増進・疾病予防に繋がる事業の取り組みを強化すること。併せて、多くの市民へ現状・課題を周知し、健康づくりへの意識向上に向けた啓発活動を強化すること。

【健康推進グループ】

市では、健康寿命の延伸をめざし、健康大阪さやま21（第2次計画）（平成27年3月策定）に基づき、疾病の早期発見と早期治療を推進しています。がん検診の受診や、糖尿

病や高血圧等の生活習慣病の予防とその重症化の予防についても、市民への周知と啓発を行い、関係機関と連携しながら市民の主体的な取組みを推進しています。

(3) 不育症の助成金制度について

特定不妊治療に係る初回助成費の増額や男性不妊治療への助成について、国の補正予算により拡大されたが、不育症については予算が確保されていない。相談窓口を設置するなどの対応だけでなく、医療保険適用外助成事業としての独自支援策を講じること。

【健康推進グループ】

市では、大阪府の不妊治療費助成制度に、さらに独自の助成制度で上乗せ助成しておりますが、今後も引き続き、市広報誌やホームページで周知しながら、助成を継続してまいります。不育症治療については、国や府に対して助成制度の創設を要望するとともに、相談窓口については、大阪府が実施している、不妊・不育相談等を紹介し、対応します。

(4) 介護労働者の処遇改善と人材の確保について

労働条件の不满による介護労働者の離職が発生しないよう処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性の向上および人材の定着を図ること。併せて、復職や新たな担い手を目指す人への支援制度を検討すること。

【高齢介護グループ】

介護職員の処遇改善については、平成27年度の介護報酬改定において、介護職員の賃金改善、資質向上及び職場環境の改善を図るため、介護職員処遇改善加算を拡充したところ。引き続き、国や府に対し処遇改善等について要望します。

また、市においても、介護人材等の確保対策等が適切に実施できるよう、大阪府等と連携を図りながら南河内地域介護人材確保連絡会議に参画し、「介護職員の育成・定着」にむけた支援を行っています。

(5) 認知症行方不明者対策の強化にむけて

平成27年の認知症行方不明者が前年を上回り、3年連続で1万人を超えている。中でも、府内市町村において高齢者を見守るSOSネットワークが構築されているにもかかわらず、大阪が最も多い状況にある。認知症患者の身元特定につながる情報を登録したQRコードを配布するなど、誰もが迅速に対応できるようなシステムを検討すること。併せて、身元不明人台帳閲覧制度が有効活用されるよう見直しを図ること。また、近隣県、特に奈良県・和歌山県にもSOSネットワークの連携を広げること。

【高齢介護グループ】

市では、徘徊行為のある認知症高齢者が行方不明になったときに早期に発見できるよう、家族に位置検索用端末機を貸与する事業や、行方不明者の情報を地域のネットワークの協力機関に情報提供し、早期発見、保護につなげる高齢者SOSネットワーク事業などを実施し、家族の負担軽減や本人の安全確保に努めています。

広域的な高齢者SOSネットワーク事業については、南河内圏域で構築していましたが、平成27年より大阪府内市町村においても、大阪府認知症等高齢者の行方不明時広域発見ネットワーク事業が実施されています。

今後とも、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症高齢者対策に取り組めます。

(6)障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

①障がい者への虐待防止・予防

平成24年10月1日の障害者虐待防止法施行以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が全国の中でも多く、中でも養護者による虐待が非常に多い。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。

【福祉グループ】

市では、平成24年10月の障害者虐待防止法施行以降、市保健福祉部福祉グループ内に障がい者虐待防止センターを設置しており、引き続き大阪府をはじめ、相談支援事業所やその他関係機関と連携を図りながら、虐待の予防や早期発見に努めます。

また、緊急避難場所の確保などによる障がい者の支援及び養護者に対する支援を行います。

②障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の体制整備

本年4月に施行された障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法を実効性あるものとするための障害者差別解消地域協議会が設置されたが、相談事例の収集や分析、情報交換などを行い、各相談窓口の対応できない事案に対して適切な機関に繋ぐなど、地域協議会の機能を十分に発揮すること。

【福祉グループ】

障がい者差別解消に向け、国が示す基本指針に基づき、ガイドラインや対応要領を作成しました。また、障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の体制整備として、基幹相談支援センターを中心とした既存の相談支援機関を活用し、相談機能の強化や法制度の周知に努めます。

協議会の設置については、既存の自立支援協議会等の活用（拡充）を含めて検討します。

(7)子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて

①全自治体の高位平準化

保育サービス等の事業量に対する取り組みを検証し、子どもや子育て家庭がおかれている環境や地域の実情を踏まえ、制度内容の改善と事業計画の適切な見直しを行うこと。

【保育・教育グループ】

大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画「さやまっ子のびのびプラン」を平成27年3月に策定し、市の実情にあった教育・保育の提供体制、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と、子育て支援の充実に向け事業を進めているところです。また、子ども・子育て協議会にも計画の進捗状況を報告し、必要に応じて適切に見直していく予定です。

②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数には、認可外保育所を利用しながら待機している児童が含まれていない。潜在的な待機児童数についても明らかにし、適正な事業計画へ見直すこと。また、認可外保育所についても予算を理由に認可されていない市町村もあることから、保育の質が達成できる要件を満たせば認可できるよう予算を確保すること。併せて、保育士や幼稚園教諭等の労働条件と給与水準の確保や適正な配置を行うなど、職場環境の改善を行うこと。

【保育・教育グループ】

子ども・子育て支援事業計画については、潜在的なニーズも含め計画を策定しています。なお、市には、認可園に移行可能な認可外保育所はありませんので、今後の待機児童解消に向けた具体策としては、市立幼稚園の認定こども園化に向けて準備を進めているところです。

民間園に対しては、保育士の処遇や職場環境を改善し、保育・教育の質の向上を目指すよう今後も指導し、必要な支援を行います。

③病児・病後児保育の充実

子育て中の就業者が継続就業するためには、病児・病後児保育を充実させることが一つの改善策となっている。平成28年度より国庫補助要件が緩和されたことから、事業拡大に向けて取り組みを強化すること。特に、サービス業等に従事する世帯のために、休日保育を拡充すること。その際、病児・病後児保育ができるよう努めること。

【保育・教育グループ】

休日保育については現在2園で実施しており、需要に見合った状況となっています。

病後児保育については平成21年から取り組んでいます。病児保育については、小児科医や医師会と調整を図りながら実施に向けて検討を進めます。

④「子ども・子育て会議」の労働者代表の参画について

仕事と生活の両立のためには子育て支援の充実が必要であり、労使の参画は不可欠である。国の「子ども・子育て会議」のメンバー構成と同様に、子育て当事者の参画に配慮した構成員による市町村版「子ども・子育て会議」の設置を行うこと。

【子育て支援グループ】

大阪狭山市子ども・子育て協議会は、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に

従事する方及び児童の健全育成を目的とする団体の代表の方に加えて、公募の市民や幼稚園やこども園の子どもの保護者（仕事をされている保護者を含む）で組織しています。いろいろな立場から幅広く意見をいただき、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分踏まえて、調査・審議しています。

(8)子どもの貧困対策について

①子どもの生活に関する実態調査

大阪府が実施した実態調査の結果については広く市民に周知し、必要な施策について議会や子ども政策に携わる公民の関係機関、専門家、NPOやボランティアなど幅広い団体・個人が政策提言できる「場」作りに取り組むこと。

【子育て支援グループ】

市が大阪府と共同で実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果については、集計結果を出した後にホームページ等で公表します。調査の結果を踏まえて、子どもの貧困対策について関係機関等と連携を図り、意見や提言をいただき取り組みます。

②子ども食堂

「子ども食堂」などをはじめとした子どもの居場所づくりが市民の自主的な活動として取り組まれているが、こうした活動を支える公的支援が殆どない。取り組みの自主性を損く、安定的な事業実施を支援する制度の創設を検討すること。

【子育て支援グループ】

現時点で「子ども食堂」を始めようとする組織や団体の動きはありませんが、市は、「子ども食堂」の果たす役割、意義については十分認識しています。今後このような活動を始めようとする組織や団体の動きがあったときは、市として、その団体や活動にあった支援を模索し、側面から支援したいと考えています。

③児童育成の健全化

本年10月より一部施行される改正児童福祉法で定められた市町村の責務として、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進すること。

【子育て支援グループ】

「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、改正後の「市町村児童家庭相談援助指針」を踏まえ、適正な児童家庭援助の実施に努めます。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1)指導体制・相談体制を強化した教育の質的向上にむけて

大阪府では、平成 23 年度に「少人数学級編制に係る研究報告」がされているが、1・2 年生以外にも対象学年を拡大している市町村もある。子どもたちのさらなる学力向上・豊かな人格形成に向けた取り組みを検討すると共に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、教職員数を機械的に削除することがないよう大阪府に働きかけること。また、子どもをとりまく貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、教職員のみでは解決が困難である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。

【学校教育グループ】

少人数学級編制については、指導者が子どもたち一人ひとりにより深く寄り添い、学力向上や豊かな人格形成に向けた取組みを行っていくために大切であると考えています。市では、さやまっ子ティーチャーや理科支援員、体育指導支援員による授業中の学習支援、学習支援チューターによる放課後の学習支援等を実施しています。また、集団の中での学習に困難さを抱える発達障がいの可能性のある児童に対して通級学級を全小学校に設置し、担当教師や発達障がい支援アドバイザーを配置してきめ細かい支援を実施していますが、定数改善につきましては今後とも大阪府に要望するとともに、機会をとらえて国に働きかけます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、府費による配置のほかに、2名のスクールカウンセラーと3名のスクールソーシャルワーカーを市費で中学校区ごとに配置し、児童生徒や保護者、教職員の相談に適宜対応できるようにしています。

(2)奨学金制度の改善について

今や大学生の2人に1人が利用している奨学金は社会問題となっている。日本学生支援機構の奨学金制度の無利子枠の拡大や延滞金の廃止などの改善を求めるとともに、給付型奨学金制度の創設を国に対して強く求めること。また、奨学金ローンを抱える市民の相談に応じられる体制を整備し、地方創生枠奨学金の導入などについて検討すること。併せて、地元企業に就職した場合、奨学金の返済支援制度導入等も検討すること。

【学校教育グループ】

経済的に就学が困難な学生が安心して学校に通うことができるようにすることは非常に大切なことであるととらえていますので、市長会等を通じ国に要望します。また、大阪府にも機会をとらえて要望します。

なお、市では教育機会の均等を目的とした「大阪狭山市育英金」を、より幅広く高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程へ進学を希望する者又は在学する者で経済的な理由のため就学が困難な者に対して、在学する高等学校等の最短修業年限の卒業期まで月額最大12,000円の育英金を収入額に関わらず無利子で貸与し、延滞金も設けていません。また、返済猶予についても制度を設けて実施しています。

市では今後もこの制度を継続したいと考えています。

(3)労働教育のカリキュラム化について

連合大阪の労働相談において、働く上で必要な労働基準関係法令や使用者の責任などの知識がないことによる相談が後を絶たない。学校現場における労働教育のカリキュラム化を推進するとともに、大阪府総合労働事務所が実施する「きまえ研修」など教育機関に広く周知し、有効活用できるよう取り組みを強化すること。

【学校教育グループ】

子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。

労働教育に関しては、中学校の社会科公民的分野を中心に「働く意味や労働者を支えるしくみ」について学びますが、市ではキャリア教育推進事業を実施し、中学校区ごとに9年間のキャリア教育プログラムを作成して、さまざまな教育活動を通して勤労観・職業観を育てています。

今後も、子どもたちの発達段階に合わせて、さまざまな職業に携わる方との交流や出前授業、職場体験などを充実させるとともに、中学校区の子どもたちの実態に基づく系統的な指導をめざし、社会でたくましく生きる力を育てていきたいと考えています。

(4) 主権者を育てるために

18歳選挙権がスタートした。学校教育のみならず、平和で民主的な社会を形成する主権者の育成にむけた教育を進めること。各自治体においても、選挙管理委員会等で若者の投票行動を促す手立てを講じること。加えて、自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育についても推進すること。

【総合行政委員会】

市選挙管理委員会では、従来から、若者の選挙への関心を高めるため、市内に居住、または市内の大学等に通学する大学生、短期大学生、専門学校生の方を対象に、投票事務仕事のアルバイト募集を行い、今回の参議院議員選挙におきましても、15名の方が投票事務に従事していただきました。また、本年5月には、主権者教育の一環として、市内の高校において、出前講座を実施しました。

今後は、これらの取り組みで得た意見や先進事例を参考に、これからの時代を担う若者に対して政治意識等が高められるよう、主権者教育について調査・研究します。

(5)投票率向上の取組みの強化

投票行動は、主権者の国民が選挙に参加し、国民の意思を反映する最も重要な機会である。4月6日に成立した改正公職選挙法の主旨を踏まえ、投票行為を促す啓発行動や環境整備をこれまで以上に取り組むこと。特に、期日前投票の投票率は年々増加傾向にあり、今後投票率を向上させる施策として期日前投票のさらなる推進を図ること。そのうえで、駅や大型商業施設等への投票所の設置と時間の延長等、有権者の利便性を確保し、投票しやすい環境を整えること。

【総合行政委員会】

市選挙管理委員会では、選挙期間中の啓発活動として、広報紙や市ホームページへの選挙記事の掲載、市役所庁舎前への横断幕の掲示、投票日前日並びに当日の広報車での巡回及び防災無線での投票参加の呼びかけや市内主要箇所での啓発物品の配布を行っています。また、常時啓発として、狭山池まつりや成人式などの市内のイベントにおいても啓発物品の配布を行っています。今後も引き続き、投票率向上のため、投票行為を促す啓発行動に努めます。

駅や大型商業施設等への投票所の設置と時間の延長等については、二重投票を防ぐための通信回線整備や人員確保等のさまざまな課題を検討し、先進事例等を参考に調査・研究を行います。

(6)人権侵害等に関する取り組み強化について

①女性に対する暴力の根絶

平成26年度の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について大阪は多い状況にある。この結果をふまえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する取り組みの効果・検証を行うとともに、被害者の視点だけでなく、加害者への対策についても検討すること。

【人権広報グループ】

市の配偶者暴力が関係する相談件数は、年々増加の傾向にあり、身体の安全や行政支援を求めてこられる相談も増えています。相談の内訳としては、殴る・蹴るといった直接的な暴力だけでなく、経済的・精神的暴力を訴える相談が増えています。これまで被害を自覚してこなかった市民が、市の講座や啓発、マスメディアによる情報発信により、経済的・精神的暴力の実態を理解し、暴力と認識する方が増えたことが一因と見受けられます。また、DV担当部署以外で行う相談でも配偶者暴力が関係する相談件数も増えており、相談員の研修を受講した行政職員が、配偶者暴力の概念を知ることによって、潜在化した配偶者暴力を見抜くことができるようになった成果も見受けられます。

一方、加害者への対策としましては、男女共同参画推進センターで、加害者となることが多い男性向け講座の開催や大阪府で実施している男性相談窓口の周知・広報などにも取り組んでいますが、配偶者暴力の加害者に対して、直接的にアプローチすることは困難であるため、今後、人権や男女共同参画に関した場だけでなく、あらゆる機会をとらえた配偶者暴力防止のための啓発に努めます。

②差別的言動の解消

本年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとされていることから、対応を検討するとともに大阪府警と連携し

た取り組みを構築すること。

【人権広報グループ】

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の施行以前から、在日外国人等に対して差別や暴力を扇動するヘイトスピーチデモ等については、人権連続学習講座や人権週間事業での講演会を開催するなど、様々な機会を捉えて、市民への啓発を行い共生社会の実現に取り組んでまいりました。法施行に伴い、より一層意識の高揚を図ることができる啓発を推進するとともに、市民の差別に関する相談につきましては、人権担当職員が、大阪府の人権相談員養成講座を受講するなど、被害者に寄り添った相談に取り組めます。

また、デモにおける道路使用許可については警察の権限であることから、市内でヘイトスピーチデモなどが行われないう、大阪府警との連携を図ります。

(7)大阪人権博物館（リバティおおさか）の存続維持について

2013年度から、大阪府、大阪市からの補助金がともに廃止され、昨年7月には、大阪市より建物敷地の市有地明け渡しについて提訴されている。全国唯一の大阪におけるリバティおおさかの存在意義と社会的役割は非常に大きいですが、自主運営が極めて厳しい状況となっている。大阪府・大阪市に対して、これまでの歴史、経過を再考し、今後も存続できるよう働きかけること。

【人権広報グループ】

わが国唯一の人権に関する総合博物館であるリバティおおさかは、これまで幅広い人権学習の場としてその役割を果たしており、市でも、多くの市民団体が加入する市人権協会や市内の事業所で構成する企業人権協議会が、特別展の見学やフィールドワークを行う場として利用しており、自らの人権意識の高揚を図る取組みに活用しています。

今後も、多くの市民や事業所、職員、教職員等を対象とした人権啓発や学習を行うことができる貴重な施設としてリバティおおさかを積極的に活用し、市民の人権意識の高揚を図るとともに、施設の存続については、市長会等を通じて大阪府に対して働きかけます。

(8)地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向け、各事業の市民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないよう健全性確保に向けた仕組みを構築すること。加えて、地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

【財政グループ・税務グループ】

地方自治体の各重点事業においては、財政需要を適切に把握し、必要な財源措置が行われるよう引き続き国に対して要望します。

また、国・地方間の税源配分を是正し、地方自治体の安定した税財政基盤を確立するよう、引き続き国に対して要望します。

5.環境・食料・消費者施策

(1)省エネ対策の推進について

省エネ・低炭素社会の実現をめざし、環境に配慮した住宅や設備、製品に対する補助制度を充実させ、企業の環境対策や環境関連技術・事業への支援を強化すること。また、地域住民の環境意識を向上させるため、地域での「環境教育」の充実など啓発の取り組みを推進すること。

【企画グループ】

市では、省エネ・低炭素社会の実現をめざして、平成24年度から住宅用太陽光発電システム設置補助制度を設立し、市民への補助を継続的に行っています。今後も制度の見直しの検討を含め、取組みの充実に努めます。

企業の環境対策については、地域における環境負荷軽減のために、環境経営システム「エコアクション21」の認証登録を推奨しており、市についても市内事業所のひとつとして認証取得を率先して行うとともに、「エコアクション21」導入説明会を開催する等、市内事業者への啓発や導入に向けた支援を図っています。また、事業者からの専門的・技術的な相談に対しては、大阪府が設置している「おおさかスマートエネルギーセンター」を紹介するなど、大阪府と連携した取組みを進めています。

環境教育については、環境配慮に関する具体的な活動参加へのきっかけづくりとして、うちエコ診断会や環境イベント、緑のカーテン・エコ川柳コンテスト事業等を実施しています。これらを通じて市民の皆様の環境意識を向上していきけるよう、今後も取り組みます。

(2)廃棄物対策と循環型社会形成の取組みの強化

①廃棄物減量と再資源化製品の活用促進

大阪府域でのごみ排出量は全国と比べても多く、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」で掲げた目標が早期に達成されるよう、各市町村は大阪府と連携し、ごみ排出量の大幅削減と再生利用率の向上に向けた効果的な施策を講じること。特に、ごみの分別回収の徹底による再資源化の推進、再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

【生活環境グループ】

市では平成26年に策定した「大阪狭山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、環境負荷の少ない地域社会の実現をめざして、ごみの減量化・再資源化を推進するとともに、市民が主体となった大阪狭山市ごみ減量対策推進会議を設置するなど、市民、事業者の皆様と協働でごみの削減に取り組みました。その結果、近年ではごみの排出量も次第に減少に転じています。

今後は、大阪府循環型社会推進計画及び大阪狭山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画をもとに、より一層のごみの排出抑制と再資源化を図ることにより循環型社会の形

成の実現をめざします。

②食品廃棄物の削減と福祉施策・災害対策との連携

食品廃棄物の削減に向けて、フードバンクなどが実施する賞味期限間近の食品の有効活用の取り組みと、「子ども食堂」などの子どもの貧困対策や、災害発生時の避難所への食料提供などの災害対策など、各関連部局と連携・横断的な枠組みを構築し、食品活用・廃棄物削減に取り組むこと。また、食品廃棄物の削減などについて、学校現場のみならず、消費者である市民や、事業者に対する取り組みも含めて総合的に啓発の取り組みを実施すること。

【福祉グループ】

大阪狭山市社会福祉協議会においてフードバンクと契約を締結しているため、市に食事の緊急支援の相談があった場合には、迅速に対応ができるよう同協議会との連携体制を図っています。

(3)6次産業の推進と担い手の確保・育成

食料自給率の向上の観点からも「大阪産（もん）」農産物の消費拡大と、環境負荷低減の観点から「地産地消」の取り組みは大きな政策課題である。大阪府の「大阪産（もん）6次産業化サポートセンター」と市町村との連携により、商品化された製品の効果的なプロモーションにも注力した取り組みを実施すること。また、6次産業化に資する担い手の確保策として、学校現場での農林水産業についての情報提供や現場体験などによる理解促進の取り組みなども積極的に行うこと。

【農政商工グループ】

定年帰農者登録制度の活用や新規就農者・援農ボランティアの育成、市民農園の利用促進、地場流通の促進、市内小学生の農業体験など、大阪府等と連携しながら、新たな担い手の確保・育成、生産基盤の整備、経営基盤の強化を図ります。

(4)森林整備の拡充と木材利用促進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。各市町村では、43市町村中、21市町村での方針策定に止まっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

【公園緑地グループ】

市には整備や拡充を図る森林がないため、「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律」ならびに「大阪府木材利用基本方針」に基づき、市が行う公共建築物の整備等に当たっては、設置目的やライフサイクルコストなどを考慮しながら、担当部署と調整を図り可能な範囲で木材利用促進の検討に取り組みます。

(5)消費者政策の推進と消費者保護

消費者行政の組織体制の充実と機能強化をはかり、消費者被害の発生・拡大の防止に資する取り組みを行うこと。特に、増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うこと。また特に被害に遭いやすい高齢者や障がい者を始めとする消費者の保護を行うこと。

【農政商工グループ】

平成28年4月に市消費生活センターについて条例整備を行うとともに、機能を拡充しました。また、消費者への情報提供・注意喚起や、特に被害の多い高齢者や障がい者とその介添者を対象としたセミナーを重点的に行い、引き続き消費者被害の防止に努めます。

【市民協働・生涯学習推進グループ】

また、高齢者を狙った特殊詐欺被害の防止対策としては、引き続き市ホームページや広報誌による注意喚起を行うとともに、黒山警察署をはじめ、地域の防犯活動団体などと連携しながら、各種イベント等による啓発活動に努めます。

6.社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1)空き家対策の強化

増加傾向にある空き家への対策について、火災や倒壊などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼすことのないよう、各市町村での特定空き家等に対する取り組みをさらに強化すること。また、空き家の利活用について、国（国土交通省）は来年度、民間の空き家を高齢者や低所得者向けの賃貸住宅として活用する制度の導入を検討している。各市町村でも、国の考え方や方針に沿い、効果的に住宅弱者のための空き家活用に結び付けられるよう、制度を検討し、必要な予算を確保のうえ、具体的な施策を実施すること。

【都市計画グループ】

空家対策については、今後、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策計画の策定や法定協議会の設置等を行い、特定空家を含む空家対策を行います。

国の賃貸住宅活用制度については、制度の内容や府内市町村の動向等を踏まえ、検討します。

(2)交通施策の強化・充実にむけて

交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）の観点から、市民生活の安全・安心を保障する地域の公共交通対策や、まちづくりと一体となった交通施策の推進のために、以下の3点について対策を講じること。

① 「交通基本計画」の策定と市町村との連携

交通政策基本法の「交通政策基本計画」に基づく、総合的な交通施策について定めた「交

通基本計画」を策定し、大阪府や近隣市町村と連携した交通施策の実践を求める。また、「交通基本計画」策定にあたっては、審議会などの場での労働者代表、利用者や地域住民の声
が反映されるよう委員会参画などの対応を行うこと。

【土木グループ】

交通政策基本法により、国・地方公共団体・交通関連事業者・交通施設管理者・国民等の責務などが明らかにされており、地方公共団体の責務として、市民の理解を深め、協力を得るよう明らかにされています。市においても市民の安全安心を支える交通の機能向上を図るため、駅へのアクセス道路の整備や歩道の段差解消、循環バスといった交通の円滑化を図り、市民の利便性の向上を図っています。今後につきましても、国の交通政策基本計画などを踏まえつつ、大阪府や近隣自治体と連携し情報交換しながら、市の交通計画の内容について調査・検討します。

②交通・運輸政策の専任者の人材育成

2013年12月に施行された交通政策基本法に基づいた施策の推進のため、特に各市町村を横断する公共交通路線や都市交通・まちづくりの課題などに精通する、持続性のある交通・運輸政策担当者の人材育成を行うこと。

【人事グループ】

外部の専門機関が実施する研修等を活用し、専門的かつ高度な知識・技術を習得する機会を提供するなど、道路交通に関する施策の推進を担う職員の育成に努めます。

③交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（電車・バス等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターを設置や維持管理費用に対する財政支援措置を行うこと。また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置を講じること。

【土木グループ】

市内3駅のバリアフリー対策としての整備につきましては、エレベーターの設置など一定の対策は完了しています。しかし、ホームドア・可動式ホーム柵につきましては、南海電鉄とも協議を行いましたが、一両の長さや、ドアの数、ドアの位置などが異なる多種多様な車両が運行していることや、ホームの構造上の問題もありなかなか進まないのが現状です。しかし、ホームドア設置はすぐに実現は不可能ですが、対応可能な方法として、視覚障がい者等の安全確保の観点から、内方線設置工事を平成27年度に金剛駅にて実施、平成29年度には大阪狭山市駅で実施予定です。今後も引き続き、南海電鉄と安全対策について協議します。

(3)交通安全対策の強化について

大阪府内でも自転車に関係する事故は多発している。昨年改正された道路交通法の趣旨に基づき、自転車運転者に対する啓発の取り組みを一層拡大すること。特に、自転車運転中のスマートフォンの操作などの危険運転に対する取り締まりを強化すること。また、本年から施行されている「大阪府自転車条例」について、府民への周知・徹底を行うこと。

【土木グループ】

2016年4月に、自転車を利用するにあたり、安全で適正な利用の促進に関する大阪府自転車条例が制定されました。市においても、条例の4本柱である自転車保険の加入義務化、交通安全教育の充実、自転車の安全利用、自転車利用者の交通ルール・マナー向上を目的としたPRや啓発活動を、黒山警察署とともに実施しています。今後も引き続き黒山警察署とともに、市内の全ての小・中学校や府立狭山高校、さらに地域の自治会館や集会所においても、自転車の交通ルール及びマナーについて、啓発及び周知を図ります。

(4)災害対策の強化

①社会インフラ対策の強化

社会インフラ対策の強化・充実は、巨大地震が予測されるなかで重要な事業である。

「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、耐震化や津波対策などを行うこと。また、2015年3月策定の「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を効果的に実践していくこと。特に、老朽化した社会資本について、点検・診断・監視システムのICT化をはかり、効率的な維持管理を行うこと。また、発災時に避難場所となる各市町村立学校の耐震化が速やかに完了すること。加えて、不特定多数の人が利用する民間施設などの耐震化についても、その取り組みが進むよう、財政的な支援施策を講じること。

【財政グループ】

公共施設等の効率的な維持管理手法について検討を進め、平成27年度末に策定済みの大阪狭山市公共施設等総合管理計画を推進します。

【都市計画グループ】

特定既存耐震不適格建築物に該当する民間建築物について、耐震診断補助（上限1,332,000円）を行っています。

② 防災・減災対策の充実・徹底

平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどの活用も含め、住民への周知を徹底すること。また、市民や事業者を巻き込んだ防災訓練などの定期的な実施により、「顔の見える関係」を構築することで、地域の「避難行動要支援者」のための迅速な支援体制の確保など、災害時の助け合い・地域防災力の向上につなげる工夫を行うこと。さらに、各市町村での避難行動要支援者の名簿作成を早期に完了すること。

【危機管理グループ】

防災マップ等の配布や定期的な防災関連の市民向けの講座により啓発活動を実施するとともに、自主防災組織へ救出・救護用防災資機材の無償貸与や防災資機材・防災活動に対する補助、地域主催の防災訓練の支援をしています。また、市主催の総合防災訓練を実施し、自主防災組織や防災関係機関等も参加していただき、地域の防災力の向上に取り組んでいます。

避難行動要支援者については名簿作成に努め、平常時から自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の連携・協力により、避難行動要支援者の状況・所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備するように努めています。

③集中豪雨など風水害の被害防止対策

日本各地で多発する土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。また、斜面の崩壊や堤防決壊などを防ぐ工事などに早期に着手・完了すること。加えて、災害発生リスクの高いエリアに居住する住民の避難行動を支援する取り組みを実施すること。さらに、総合的な治水対策の観点から、治水施設の整備を行い、水害発生を想定した万全の備えを行うこと。

【下水道グループ】

市の水路や下水道等のインフラの状況につきましては、時間雨量 47.6mm をもとに計画を定め、整備を進めているところです。

市における浸水区域は、被害解消に向け引き続き整備手法も含め計画的に検討を行い、取り組んでいくとともに、局地的な集中豪雨等に備えて、側溝・水路清掃、ゲート開閉点検等の水防巡視点検や気象警報による参集・待機を行うなどソフト面での対策を図り、被害軽減に努めます。

【都市計画グループ】

土砂災害特別警戒区域における急傾斜地崩壊対策等については、地権者等の要望を踏まえ、大阪府と連携し対策を進めます。

【危機管理グループ】

河川洪水による浸水想定区域（200年に1度の降雨確率）や土砂災害（特別）警戒区域の情報を明示した防災マップを作成し、被害の防止対策の啓発に努めています。

(5)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査により、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為の発生件数は増加傾向にあるとされている。これら暴力行為の防止対策として、市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う対策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への支援措置を講じること。

【市民協働・生涯学習推進グループ】

公共交通機関及び国土交通省等から暴力行為の防止に関する啓発活動に対する協力要請があった場合は、市の広報誌等による啓発に努めます。